

秋田牛取扱店登録要領

第1 趣旨

秋田牛のブランド確立と消費拡大に向けた取組の一環として、消費者が秋田牛を選択しやすい環境を整えるため、「秋田牛を買える店」「秋田牛を食べられる店」を秋田牛取扱店（以下「取扱店」という。）として登録する。

第2 申請要件

取扱店の申請要件は秋田牛ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）の趣旨に賛同し、次の要件を満たした者とする。

- (1) 秋田牛を取り扱う卸業者、量販店、精肉店等で、「秋田牛」と明示して販売する店舗。
- (2) 秋田牛を使ったメニューを提供する飲食店、旅館、ホテル等で、「秋田牛」と明示したメニューを提供する店舗。

第3 申請と登録

- 1 申請要件を満たし取扱店になろうとする者は、秋田牛取扱店登録申請書（様式1号）により協議会長へ登録申請するものとする。
- 2 なお、申請にあたっては協議会の構成員である卸業者からの推薦書（様式2号）を添付するものとする。ただし、購入する卸業者が構成員でない場合はこの限りでない。
- 3 申請を受けた協議会長は、申請内容を審査の上、適格と認められる場合は申請台帳に登録し、申請者に対し登録証（様式3号）を発行する。

第4 登録証の掲示等

- 1 取扱店は、協議会長が発行する登録証を店内に掲示するとともに、協議会が配布するポスター、パンフレット、シール等、または、協議会が貸し出すのぼり等の資材による広報宣伝を実施するものとする。
- 2 取扱店は、提供する秋田牛について協議会が発行する産地証明書の写しをいつでも提示できる体制を整えるものとする。この場合、産地証明書の写しを店舗に掲示することが望ましい。

第5 登録の有効期間

- 1 登録の有効期間については原則2年間とし、登録証発行日から翌年度末までとする。
- 2 なお、登録の更新については、登録内容に変更がなく、また、登録者から別段の意思表示がない場合は、登録は2年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第6 登録内容の変更

登録の有効期間内に登録証に記載された内容に変更が生じた場合は、速やかに登録事項変更届出書（様式4号）を協議会長へ届け出るものとする。

第7 登録証等の返納

取扱店は、諸事情により登録から除外を希望する場合は、登録証返納届出書（様式5号）をもって速やかに登録証を協議会長に返納するものとする。

第8 登録の取り消し

次の事項に該当する場合には取扱店の登録を取り消し、協議会長はその旨を直接取扱店に通知するものとする。通知を受けた取扱店は速やかに、登録証等を返却するものとする。

- (1) 第2の申請要件が満たされなくなった場合
- (2) 故意に誤った「秋田牛」の広報宣伝を行った場合
- (3) その他協議会の趣旨に違反した場合

第9 取扱店の周知について

会長は、県の協力を得て取扱店の情報を秋田牛公式Webサイト内で紹介する等の普及定着活動を行うとともに、取扱店に対して優先的に販促資材の配布、貸出等を行うものとする。

第10 その他

この要領のほか必要な事項については、協議会が別に定める。

附則

この要領は、平成28年10月11日に施行する。

秋田牛取扱店登録要領の運用

1 「秋田牛」と明示」の定義

要領第2の「秋田牛」と明示」とは、次に挙げる表示方法を指す。

(1) 「秋田牛」

(2) 「秋田牛」に続けて「地域銘柄名」をカッコ等を用いて併記したもの。

(例) 秋田牛 (〇〇牛)

2 登録について

会長は、「秋田牛取扱店」の登録にあたり、必要に応じて秋田牛を販売（提供）する店舗の調査を行うものとする。

(様式1号-1)

秋田牛取扱店登録申請書(精肉店等用)

平成 年 月 日

秋田牛ブランド推進協議会
会長 佐竹 敬久 様

住 所
申請者名
代表者名



秋田牛取扱店の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 店舗名称
- 2 店舗の形態 卸業者 ・ 量販店 ・ 精肉店
その他 ()
- 3 店舗住所
- 4 店舗電話番号
- 5 「秋田牛」の仕入先
- 6 前年度仕入実績 平成 年度 頭

(様式2号)

秋田牛取扱店推薦書

平成 年 月 日

秋田牛ブランド推進協議会
会長 佐竹 敬久 様

住 所
会 員 名
代表者名



別添のとおり「秋田牛取扱店」登録申請書の提出がありましたので、秋田牛取扱店登録要領の第3の2の規定に基づき、下記申請店を推薦します。

記

- 1 申請店名
- 2 申請店の形態
- 3 申請店住所

(様式3号)

取扱店第 (登録番号) 号

登録証

(店 名) 殿

貴店を秋田牛取扱店
として登録する。

平成 年 月 日 (登録年月日)

秋田牛ブランド推進協議会

会長 佐竹 敬久 印

(様式4号)

秋田牛取扱店登録事項変更届出書

平成 年 月 日

秋田牛ブランド推進協議会
会長 佐竹 敬久 様

住 所
氏 名
代表者名



平成 年 月 日付けで発行された秋田牛取扱店の登録証について、記載された内容に変更が生じたため、登録証を添えて届出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 変更事項
- 3 変更内容

(様式5号)

秋田牛取扱店登録証返納届出書

年 月 日

秋田牛ブランド推進協議会
会長 佐竹 敬久 様

住 所
氏 名
代表者名



平成 年 月 日付けの登録証をもって秋田牛取扱店として登録されましたが、都合により登録から除外を希望しますので、登録証を添えて届出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 登録された店舗の区分
- 3 店舗名称
- 4 店舗所在地
- 5 返納理由